熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示

熊本労働局一般公示第 10 号

令和８年 10 月 28 日熊本地方最低賃金審議会から熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第３項において準用する同法第 11 条第１項の規定に基づき、その意見の要旨を別紙のとおり公示する。

なお、熊本県の区域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第３項において準用する同法第 11 条第２項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第８条の規定に基づき令和８年 11 月 12 日までに熊本労働局長あて（熊本市西区春日２－10－１）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和８年 10 月 28 日

熊本労働局長　金谷　雅也

記

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定に係る熊本地方最低賃金審議会の意見の要旨

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次表のように定めること。

１　適用する地域

熊本県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）　18 歳未満または 65 歳以上の者

（2）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　１，１３１円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

法定どおり

（令和８年 12 月 27 日）